



重点要求項目案を中執決定

10月に「要求集約月間」として実施した集会、アンケート等を通して寄せられた要求事項を基に、案を作り、支部長・専門部長会議で支部に持ち帰っていただき検討いただいた結果を踏まえて、重点要求項目案を作成、中執として決定しました(11月28日中央執行委員会)。12月中の中央委員会による決定を目指し、内容の詳細の詰めを行なっていきます。詳細版については12月8日頃にお届けできる見通しです。今回の項目版を手始めに、組合員の皆さんの間での討議をお願いします。

島根大学職員組合2006 年度重点要求項目案

2006 年11 月28 日

1 賃金に関する要求

1. ラスパイレス指数が低く賃金水準が低いことを認め、その改善に努めること。
2. 2006 年度減給を行わず、4 月に遡って昇給を行うこと。
3. 2006 年度人勧に従うことなく、100 人規模の民間調査相当のベースアップを行うこと。
4. 教職調整額を新設し、教員給与を引き上げること。
5. 助教に対する職務職責に見合う給与表の見直しを行うこと。
6. 非常勤職員(時間給)へのボーナスを支給すること。

2 採用・待遇に関する要求

2.1 個人評価について

1. 評価者への研修を継続的に毎年行うこと。
2. 評価のための作業を簡素なものとする。
3. 納得性のある制度となるよう、制度への意見の集約、検討の方法を明確なものとする。
4. 評価の試行を本格施行時と同じ評価基準で行ったうえで、十分なフィードバックをかけること。
5. 部下による管理職の評価を制度に盛り込むこと。
6. 技術職員の評価に技術職員が関与できる制度とすること。

2.2 個人評価の査定昇給への適用について

1. 試行の結果を公表し、十分なフィードバックを行うこと。
2. 納得が得られない段階で拙速な導入をしないこと。

2.3 昇格について

1. 基準を公表すること。
2. 昇格の改善をはかり、一般職員については退職時5 級を実現すること。
3. 上位の役職への内部登用枠を拡大すること。

2.4 任期制について

1. 既存のポスト、既採用者への適用は行わないこと。
2. 新設ポストへの設置にあたっては、任期制を前提としないこと。
3. 昇任時の導入は行わないこと。

2.5 非常勤職員が安心して働ける職場にするために

1. 日々雇用職員の3 年期限を撤廃すること。
2. 日々雇用職員の任用中断を撤廃すること。
3. 経験・能力に応じ、正規職員へ登用する制度を確立すること。
4. 非常勤職員(時間給)への契約更新通知を早期に行うこと。

2.6 女性教職員の採用と登用

1. 女性教員の採用を増やす方策を具体的に検討、導入し、その比率を拡大すること。
2. 女性職員の上位の役職への登用を増やすこと。

(裏面に続く)

2.7 高位号俸教務職員の問題

1. 教務職員のうち高位号俸者について、本人の希望により教育職員、技術系職員、事務系職員への職種替えを行うこと。

3 勤務時間に関する要求

1. 教員の労働時間制度の変更を検討するにあたって、組合と十分協議を行うこと。
2. サービス残業の撤廃を進めること。

4 休日・休暇・休業制度に関する要求

1. 非常勤職員 of 夏季特別休暇日数を3日間とすること。
2. 休日に出勤させる際には、本人の意向によって休日給の支給、代休の取得が可能であることを明確にすること。
3. 日々雇用職員の育児休業を制度化すること。
4. 育児休業の時間単位取得を可能とすること。
5. 非常勤職員の病休を有給化すること。

5 研修・兼業に関する要求

1. サバティカル制度を制定すること。
2. 教員の兼業を積極的に評価すること。
3. 一般職員の研修を充実すること。

6 大学運営に関する要求

6.1 より開かれた風通しのよい大学に

1. 学長・理事の評価の制度を設けること。
2. わかりやすい大学の方向性（ビジョン）の提示とアクションプランの策定をすること。

6.2 事務機構改革

1. グループ制の中間的な評価を、職員の代表も含めて十分に行うこと。

6.3 事務量の削減、事務作業の効率化

1. 具体的な大学の方向性を提示した上で、ボトムアップ方式で業務改善を進めること。
2. 部署による繁閑の調整を積極的に行うこと。
3. 時期による繁閑の調整を積極的に行うこと。

6.4 教育研究の充実

1. 研究費および教育基盤費を充実すること。
2. 安心して教育できる環境の整備すること。
 - (a) 教育業務上の事故時の補償体制を明確化し、教職員に周知すること。
 - (b) 自家用車の業務使用の改善を行うこと。
 - (c) 教員の過重労働を軽減すること。
3. フィールド教育関連予算の継続的確保をすること。

6.5 事務系職員の養成

1. 目指すべき職員の姿の提示と人材育成の方針の策定を行うこと。

7 職員の福利厚生に関する要求

1. 授乳、搾乳室としても使える、男女別の休養室を部局ごとに設置すること。
2. 職員のメンタルを含めた健康面に十分配慮すること。
 - (a) 改修など建物の工事に伴う体調不良を来す教職員への対応を適切にすること

8 組合の要求

1. チェックオフ制度を導入すること。
2. 全学的に組合室を措置し、貸与すること。

重点要求項目案へのメモ

夏季一斉休業に対する対応

現在大学側は、年内の決定を目指し、毎年8月13、14、15日を一斉休業日とし、新たに特別休暇を設定(日にち固定、非常勤職員へも有給)することを検討している。組合執行部に対しても説明があった。重点要求項目案にあっては、これを受け入れることを前提とし、このことに反対する項目を盛り込んでいない。

自家用車業務使用に対する対応

大学側は、自家用車の公務使用に関する規定を改正し、幾分の手続きの簡素化、距離規定の例外の例示による運用の緩和、人身障害補償特約の金額の緩和などを実施する。組合としては、これを評価しつつ、より良い制度を求めていく観点から、要求事項の一つの項目として盛り込む案をとっている。